

令和5年10月30日

各 部 課 長 殿

坂出市長 有 福 哲 二

令和6年度予算編成方針について

令和6年度の予算編成については、次の方針によることとしたので通知する。

記

I 国および地方の財政状況

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とし、先行きについては「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘している。

他方、我が国の財政状況は、急速な高齢化を背景とする社会保障関係費の増加、世界的な物価高騰への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は大幅に悪化しており極めて厳しい状況にある。さらには、税収不足を補うため、国債を発行してきた結果、国および地方の長期債務残高が令和5年度末の見込みで1,280兆円、GDPの2倍程度まで累増しており、国の一般会計は、政策の自由度が低下し、次世代に負担を先送りする構造となっている。

このような中、国においては、日本経済の再生を図るべく「経済財政運営と改革

の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)を策定し、本方針、骨太方針2022および骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。また、令和6年度予算の概算要求においては、構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした我が国を取り巻く環境変化への対応など、重要政策課題に対応する等のため、基本方針2023等を踏まえた重要な政策について、「重要政策推進枠」を措置することとしている。

一方、地方財政については、社会保障関係費の増加が見込まれる中、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしており、デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードの活用拡大等による住民サービスの向上のための取組の推進や自治体情報システムの標準化・共通化、地域課題の解決に資するデジタル実装の全国展開などによる地域DXの推進および地方団体の財政マネジメント強化が求められているところである。

II 本市の財政状況

本市においては、これまで独自の行財政改革を積極的に推進することにより生み出された財源を活用し、市民福祉の充実、教育・文化の向上、特別会計等への財政支援などを行うとともに、重要施策への集中的な取組を行ってきた。しかしながら、それら事業に伴う公債費負担も大きく、経常収支比率や実質公債費比率等を押し上げ、その後において一定の改善は見られるものの、依然、本市の財政状況は予断を許さない状況が続いている。

一般会計の財政収支の現状は、令和5年度当初予算では、約8億3千万円の財政調整基金を取り崩し、ようやく収支の均衡を図っているところである。また、令和4年度決算では、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰への対応などにより、実質収支が前年度より約3億円減の4億7千万円程度、実質収支比率では3.

35%と悪化し、県内他市と比較しても低い水準となっている。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により令和4年度決算に基づく財務指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率）を算定した結果、実質公債費比率は7.9%、将来負担比率は73.8%であり、県内他市と比較しても、将来負担比率はワースト1位となっており、更なる財政運営の健全化に取り組む必要がある。

加えて、坂出市公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が進む公共施設の更新・統合・長寿命化等を行うための財源確保をはじめ、平成26年12月より開院した新病院建設に伴う公営企業債等に対する一般会計からの繰出金や学校再編および火葬場の整備など、喫緊の課題が山積している中において、本市の最重要プロジェクトである駅前の再整備、緩衝緑地の再整備および旧市立病院の跡地利用など、坂出再生に向けたまちづくりを推し進めるために、国・県補助金の積極的な活用や限られた経営資源の効率的・効果的な活用など、最大限の財源確保が必至となる。

こうした状況において編成する令和6年度予算は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に引き下げられるなど、コロナ禍からの脱却が進みつつあるものの、市税収入の大幅な改善は見込めない状況であることに加え、地方交付税と臨時財政対策債の総額については減額が示されており、一般財源の確保については留意していく必要がある。一方、歳出においては、少子高齢社会への対応などの市民福祉の充実をはじめとして、累増する社会保障関係経費への適切な措置、原油価格・物価高騰等への対応やデジタル化の推進、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策、さらには人口減少対策や防災対策経費への重点配分、公共施設等の老朽化対策、特別会計への財政支援等、多額の一般財源を必要とする事務事業が山積しており、困難な社会課題に直面する中であっても、最重要プロジェクトの将来にわたる確実な遂行に向け、積極果敢に取り組む姿勢を示す予算編成となる。

Ⅲ 令和6年度予算編成の基本方針

(A) 基本的事項

全職員は、本市の財政状況を再認識し、歳出予算の要求に当たっては、「第6次坂出市行財政改革大綱」に基づき、聖域なくすべての経費について徹底した見直しを行うとともに、DXの進展などによる社会全体の変革に伴い、全ての事業の見直しを行うなど、「最少の経費で最大の効果」を挙げるため、これまで以上に施策の選択と集中を図ること。さらに、民間が持つ技術や資金を最大限生かすため公民連携に積極的に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症による環境の変化を踏まえ、個々の事務事業について実施の意義や効果を検証し、事業の廃止・見直しを検討するなど、行財政運営の簡素効率化と財政構造の健全化に全力で取り組むこと。

また、国の予算編成および地方財政対策の動向を注視する等、予算に関する的確な情報収集に当たること。

- (1) 市長公約である「坂出再生」に向け、次代を担う若い世代から「住みたいまち」として選ばれる新たなまちづくりの推進となる施策については、できる限り予算に反映することとするが、その際にも持続可能な財政構造の確立に向けた要求とすること。
- (2) 「第6次坂出市行財政改革大綱」に示されている項目について、全職員が積極的に取り組むとともに、実施計画における数値目標等の達成状況に留意しながら、実施可能な事項については、適宜、新年度予算に反映させること。
- (3) 人件費・扶助費・公債費の義務的経費、光熱水費等の準義務的経費および投資的・政策的経費を除く経常的経費は、原則、一般財源ベースで令和5年度当初予算額を下回ること。
- (4) 投資的経費の要求については、特に、国・県の予算編成の動向に留意するとともに、事業の緊急性、投資効果等を十分に検討し、真に市民生活の質の向上、地域の活性化に資する事業に限定すること。

なお、起債の充当率については、事前に財務課と協議するとともに、時限措置に留意しながら後年度における交付税措置のある有利な起債を選択し、

交付税措置のない起債の発行については抑制に努めること。

- (5) 災害関連経費、義務的経費以外の経費については、原則として補正に応じられないので、予算要求に当たっては遺漏のないよう留意すること。

(B) 歳入予算について

歳入予算はすべての支出の基であるので、市有財産の有効活用など、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても予算計上すること。また、負担の公平性の観点から、「坂出市債権管理マニュアル」に基づき、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取組強化に努めること。

- (1) 国・県支出金については、それぞれの分野において補助制度の内容を熟知し、過大・過少見積りや制度の見落としがないよう注意すること。

特に、地域のデジタル化や活性化を目的としたデジタル田園都市国家構想交付金は、令和6年度予算概算要求において引き続き計上されており、補助率や対象事業の拡充も検討されているため、補助制度等を的確に把握し、積極的に活用を検討すること。また、その他の補助金等についても、関係省庁のみならず幅広く情報収集に努め、確保・活用可能な補助金等を計上すること。

国・県支出金が廃止・減額となる事務事業については、行政サービスのあり方を見直すこととし、原則として市費への振替は認めない。また、国・県補助事業の市費継ぎ足しが発生しないよう努めること。

- (2) 市税については、物価高騰の影響などによる今後の経済情勢の推移や税制改正の動向を十分に把握するとともに、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等、従前にも増して税負担の公平確保に努めること。
- (3) 負担金および使用料・手数料については、施設利用者または特定の者のために行う事務について、その受益者から適正な負担を徴するための制度である。住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、関係事務費の動向に即応して常に見直しを行い、その適正化に努めること。

- (4) 市有財産については、財産の現況を的確に把握し、公共施設における広告掲載などによる広告収入や既存の公共施設におけるネーミングライツの導入の検討、事業残地などの遊休資産の貸付、メルカリ S h o p s を活用した不用物品の売却など、新たな収入の確保を図ること。また、売却可能な財産については、積極的に売却するなど適正な処分を進め、収入の確保に努めること。特に、旧土地開発公社（平成25年度解散）より移管された土地について、それぞれ所管する課においては、土地の適正な維持管理はもちろんのこと、売却を含めた今後の利用・活用方法について、引き続き検討を進めること。
- (5) ふるさと納税制度については、地場産業の発展や自主財源の確保につながるものであり、職員提案における様々な視点からの提案も踏まえ、各分野において返礼品となりうる埋もれた地場産品を発掘するとともに、新規事業の構築に当たっては、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用などにより財源確保に努めること。

(C) 歳出予算について

査定前の段階においては、昨年度は一般財源ベースで約27億円の歳出超過であった。今年度も、例年通り大幅に歳出超過となると見込んでおり、何ら改善・変化を伴わない予算要求を連綿として続けることは容認されない。歳出予算については、各部局において、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、あらゆる経費の節約に不断の取組を行い、事務事業の簡素合理化を図り、歳出総額の抑制に努めること。

- (1) 人件費については、会計年度任用職員制度の趣旨を十分に考慮した予算要求とすること。また、会計年度任用職員の配置については、事務事業の状況のみならず、当該所属の組織体制等を踏まえた総合的な判断が必要であることから、要求に当たっては、事前に職員課と協議すること。

時間外勤務については、各種の事務事業を計画的・効率的に行い基本的には時間内に処理すること。やむを得ず時間内に処理できないときは、全庁

的な働き方改革の推進も念頭に置き、課内・部内で応援体制を図る等、時間外勤務の抑制に努めるとともに、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの実現に努めること。また、時間外勤務の常態化の改善のため、A I（人工知能）・R P A（業務自動化）の活用等による内部事務の効率化を検討すること。

- (2) 負担金、補助金および交付金については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を十分に精査・検証のうえ、積極的に整理合理化に努めること。

また、補助金等交付団体については、経営の効率化および自立を促進する観点から、対象団体の財務内容、新型コロナウイルス感染症に伴う影響、補助金の必要性を十分に把握するとともに、多額の繰越金等を有している団体等については、補助金等の減額を検討するなど、従来からの慣行・慣習にとらわれずに見直しを行うこと。

さらに、団体等への加盟に係る年会費や負担金については、公費負担の合理性および必要性を検証し、形式的なものについては脱会すること。

- (3) 投資的・政策的経費の新規事業については、スクラップアンドビルドを念頭に、事業の取捨選択を図りながら、事業効果などを見極め、十分に比較、検討すること。また、予算配分については、令和4年度に基本構想に着手した坂出駅周辺再整備や公共施設の更新・統合・長寿命化に向けての財源確保をはじめ、引き続き人口減少対策や防災対策経費に多額の財源を要することから、その他の事業については、事業内容を精査するとともに、選択と集中を旨として予算要求に当たること。

- (4) 公共施設等の管理については、坂出市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するよう努めているところである。

また、公共施設等総合管理計画の推進については、本計画の意義や方向性

を全庁的な共通認識とし、具体的な対応方針を定める個別施設計画等を策定しており、今後増大が見込まれる公共施設の老朽化対策経費について、財政負担の最小化と施設保有効果の最大化に取り組むとともに、脱炭素化についても検討を進めること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いコロナ禍において拡充等を図ってきた事業については、直近の経済情勢等を鑑み、必要性を検討した上で適切に見直すこと。

IV 特別会計・企業会計について

一般会計と同様の基本方針で臨むことはもちろん、組織の簡素合理化、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進、適切な建設投資の実施等による効率的な経営の推進を図ること。

また、安易に一般会計に財政依存することのないよう、一層の自助努力により独立採算を基本とした企業的経営に徹すること。